

令和3年度決算により算定した資金不足比率について

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による公表)

令和3年度決算により算定された坂出市の各公営企業における資金不足比率は、下表のとおり、全ての会計で資金不足を生じていないため、公営企業の経営状況が「経営健全段階」であることを示す結果となりました。

今後とも、行財政改革実施計画を着実に実行し、効率的な財政運営を行ってまいります。

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	— (△94.5%)	20.0%
下水道事業会計	— (△11.0%)	
坂出港港湾整備事業特別会計	— (△629.2%)	

備考

資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載し、参考に資金剰余の比率を(△)で記載しています。

なお、資金不足比率の算定において、公営企業の事業開始後、一定期間生じる資金不足額のうち、客観的な算定により将来解消が可能と認められるものについては、資金不足額から控除することとされております。